

【別表】グループホームおーる料金表

令和6年4月1日改定

① 利用料金

ア 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅰ) 世話人の配置(5:1)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	9,970円	8,600円	7,710円	5,240円	2,700円	2,530円
利用者負担額	997円	860円	771円	524円	270円	253円

イ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす場合

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	7,650円	6,270円	5,390円	4,070円	2,700円	2,530円
利用者負担額	765円	627円	539円	407円	270円	253円

【体験利用】

ウ 日中サービス支援型共同生活援助サービス費(Ⅱ)

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	11,680円	10,280円	9,380円	6,720円	4,080円	3,890円
利用者負担額	1,168円	1,028円	938円	672円	408円	389円

エ 日中を当該共同生活住居以外で過ごす者

	区分6	区分5	区分4	区分3	区分2	区分1以下
利用料	9,290円	7,870円	6,950円	5,460円	4,080円	3,890円
利用者負担額	929円	787円	695円	546円	408円	389円

② 加算項目

加算項目	利用料	利用者負担額	内容
人員配置体制加算(Ⅵ) (加配20:1)	区分4以上 530円/日 区分3 450円/日	左記の1割	基準上の人員に加え、20:1以上の世話人等を配置し、利用者に対してサービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、利用1日につき加算されます。
人員配置体制加算(Ⅷ) (加配20:1、住居以外)	区分4以上 500円/日 区分3以下 420円/日	左記の1割	基準上の人員に加え、20:1以上の世話人等を配置し、日中を共同生活住居以外の場所で過ごす利用者にサービスの提供を行った場合に、障害支援区分に応じ、利用1日につき加算されます。
医療連携体制加算(Ⅶ)	390円/日	左記の1割	看護師を配置し、日常的な健康管理や医療ニーズが必要となった場合に適切な対応がとれる等の体制を整備している場合、加算されます。
福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)	100円/日	左記の1割	生活支援員、世話人のうち、有資格者が一定割合以上の場合、利用1日につき加算されます。
精神障害者地域移行特別加算	3,000円/日	左記の1割	精神科病院等に1年以上入院していた精神障害者に対して、地域で生活するために必要な相談援助等を社会福祉士、精神保健福祉士又は公認心理師等が実施した場合、加算されます。

帰宅時支援加算	1,870 円/回 (3~6 日)	左記の 1 割	利用者が外泊した際、家族等との連絡調整や交通手段の確保等の支援を行った場合、1 月に 1 回加算されます。
	3,740 円/回 (7 日以上)		
長期入院時支援特別加算	150 円/日	左記の 1 割	病院又などを概ね週に 1 回以上訪問し、入院期間中の衣類等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院と連絡調整を行った場合、3 日目から加算されます。
入院時支援特別加算	5,610 円/回 (3~6 日)	左記の 1 割	病院又は診療所を訪問し、入院期間中の被服等の準備や利用者の相談支援など、日常生活上の支援を行うとともに、退院後の円滑な生活移行が可能となるよう、病院又は診療所との連絡調整を行った場合、1 月に 1 回加算されます。
	11,220 円/回 (7 日以上)		
福祉・介護職員処遇改善加算 (I)	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数) × 8.6%		
福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算	所定単位数(基本サービス費に各種加算減算を加えた総単位数) × 2.6%		

#### 定率負担額に関する月額上限

原則として、利用するサービス費用の 1 割が自己負担となりますが、負担が重くならないように、1 か月間の負担上限額が所得に応じて次の 4 段階に設定されています。(障害福祉サービス受給者証に記載された利用者負担上限月額が 1 か月あたりの負担の上限額になります。)

区分	世帯の収入状況	1 か月の負担上限額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般 1	市町村民税非課税で所得割 16 万円未満 ※施設入所者(20 歳以上)、GH 利用者は一般 2 になります	9,300 円
一般 2	上記以外	37,200 円

#### ③ その他の費用について

内 容	料 金
食事の提供に係る費用 (食費・おやつ代については、提供した分のみ徴収させていただきます。)	朝食：1 食につき 300 円
	昼食：1 食につき 400 円 おやつ代 100 円
	夕食：1 食につき 400 円
水道光熱費	16,500 円/月 (550 円/日)
居室利用料※1	18,000 円/月 (600 円/日)
振替手数料	110 円
電動ベッドレンタル代	1 モーター 1,500 円/月
	2 モーター 2,000 円/月
その他日常生活において通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるものの実費	実費

※1 生活保護または低所得の世帯が負担する家賃を対象として、月額 1 万円を上限に補足給付が行われます。